

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年5月から55年2月までは19万円、同年3月から同年8月までは22万円、同年9月から56年1月までは19万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月から58年2月までは24万円、59年7月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和59年12月から60年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月1日から同年8月26日まで
② 昭和48年8月26日から59年12月1日まで
③ 昭和59年12月1日から60年3月1日まで
④ 昭和60年3月1日から同年4月1日まで

申立期間①及び④について、A社及びB社（現在は、C社）には昭和48年7月1日に入社し、60年3月31日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録は、入社当初及び退職前のそれぞれ1か月間が欠落している。

申立期間②及び③について、A社及びB社に勤務していた期間のうち、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が異なる期間がある。控除されていた金額に合わせて、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②及び③の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和 53 年 5 月から 55 年 9 月までの期間、同年 11 月から 56 年 2 月までの期間、同年 5 月から 58 年 2 月までの期間及び 59 年 7 月から同年 11 月までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された A 社の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、53 年 5 月から 55 年 2 月までは 19 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月及び同年 11 月から 56 年 1 月までは 19 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 5 月から 58 年 2 月までは 24 万円、59 年 7 月から同年 11 月までは 26 万円とすることが妥当である。

また、昭和 55 年 10 月について、申立人は、給料支払明細書を所持していないことから、当該月の報酬月額及び保険料控除額が確認できないものの、その前後の期間において給料支払明細書から控除されている厚生年金保険料額が同じであり、当該月においても同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、当該月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

さらに、昭和 56 年 3 月及び同年 4 月についても、申立人は、給料支払明細書を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額が確認できないものの、申立人から提出された給料支払明細書を検証すると、一度控除された厚生年金保険料額が数か月以上にわたり継続して控除されていることが確認でき、当該期間においても同年 2 月と同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和 59 年 12 月 1 日付けで A 社から B 社に異動した被保険者が申立人以外に 15 人確認できるところ、15 人中 13 人の標準報酬月額が異動の前後において変動が

無く（残る2人のうち、1人は女性従業員で増額、1人は取締役で減額）、従前の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間③の給料支払明細書を所持していないことから、報酬月額及び保険料控除額が確認できないものの、申立人についても上記被保険者と同様に従前の標準報酬月額と同額であったことが推認できることから、昭和59年11月と同額の報酬月額及び厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の申立期間③の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は昭和48年7月1日付けでA社に入社したと主張しているところ、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、後継事業所であるC社は、申立てに係る書類は一切残っておらず、当時の総務関係者も既に死亡しているため当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間①における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時の同僚は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期は少し違うと思う。」と供述している上、申立人が厚生年金保険の資格を取得する前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、A社において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した時期（昭和48年8月26日）の前後3年間に被保険者資格を取得したことが確認できる者75人中31人が、申立人と同じ26日（給与締日の翌日）付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では給与計算期間を基準に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる（1日付け被保険者資格取得者は75人中15人）。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和48年8月から53年4月までの期間について、申立人は、「入社した当初は給料支払明細書が無かったと思う。」と述べてお

り、同僚も、「昭和 50 年前後は、給料支払明細書は無かったと思う。」と証言していることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、後継事業所であるC社は、申立てに係る書類は一切残っておらず、当時の総務関係者も既に死亡しているため当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 3 月から 59 年 6 月までの期間について、A社の給料支払明細書によると報酬月額に見合う標準報酬月額は、一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間④について、雇用保険被保険者記録により、申立人のB社における離職日は昭和 60 年 3 月 31 日であることが確認できることから、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出されたB社における昭和 60 年 3 月分の給料支払明細書によると、同月の給与において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社は、申立てに係る書類は一切残っておらず、当時の総務関係者も既に死亡しているため当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における標準賞与額に係る記録を同年 7 月 10 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 11 日は 37 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 11 日

会社の事務手続の誤りにより、平成 18 年に支払われた 2 回の賞与の厚生年金保険の記録が漏れている。早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店が保管している平成 18 年度賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 10 日は 30 万 4,000 円、同年 12 月 11 日は 37 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における標準賞与額に係る記録を同年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 25 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 11 日

会社の事務手続の誤りにより、平成 18 年に支払われた 2 回の賞与の厚生年金保険の記録が漏れている。早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店が保管している平成 18 年度賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 25 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における標準賞与額に係る記録を同年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 29 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 11 日

会社の事務手続の誤りにより、平成 18 年に支払われた 2 回の賞与の厚生年金保険の記録が漏れている。早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店が保管している平成 18 年度賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 29 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における標準賞与額に係る記録を同年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 20 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 11 日

会社の事務手続の誤りにより、平成 18 年に支払われた 2 回の賞与の厚生年金保険の記録が漏れている。早急に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店が保管している平成 18 年度賃金台帳により、申立人は、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日は 20 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月28日から39年12月1日まで
② 昭和41年5月1日から同年9月20日まで

日本年金機構から送付されてきたはがきを見て、A社退職後脱退手当金を受給した記録となっていることを知った。家庭の事情から当時の勤務先であるA社の社長に転職先を紹介してもらいA社を退職したが、その際脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②との間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②とは同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立人は転職目的でA社を退職したと述べており、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から約5か月後には厚生年金保険に再加入していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、その後の厚生年金保険被保険者期間について申立期間と同一の被保険者記号番号になるよう加入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人

の被保険者記号番号の前後 50 名のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性
性は申立人を除き 20 名いるが、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申
立人を除き 1 名のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したと
は考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月まで

会社を退職後に独立し、自営業を営むに当たり、昭和 54 年 9 月頃に A 市役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。事業は順調で税金や借入金の返済を滞ったことは無く、民間の保険に加入するなど国民年金保険料を納付する資力は十分にあった。申立期間について、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、自分の記録が無いのは納付できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 54 年 9 月頃、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。」と主張しているが、i) A 市の被保険者名簿に記載された「昭和 46 年 1 月 21 日資格取得、48 年 12 月 2 日資格喪失、54 年 9 月 28 日再取得」との記録が全て 61 年 5 月 19 日に届出されたことが確認できること、ii) 申立人の妻の被保険者名簿には国民年金加入資格の変更（強制から任意に。）が申立人の資格記録の届出日と同日の同年 5 月 19 日付けで記録されていること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号が同年 5 月 27 日に払い出されていること、iv) オンライン記録でも申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失が同年 5 月 30 日付で記録整理されていることを踏まえると、申立人が夫婦一緒に国民年金に係る手続を行ったのは同年 5 月 19 日頃と推認できることから、当該手続を行った時点で申立期間のうち 54 年 9 月から 59 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人から提出された昭和 55 年度分と 59 年度分の確定申告書控えには一人分の国民年金定額保険料相当額しか記載されておらず、夫婦一緒に

納付した事実は確認できない。

さらに、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付が可能な期間であるが、申立人には遡って国民年金保険料を納付した記憶は無く、被保険者名簿等にも当該期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付は妻が行ったと述べており関与しておらず、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで
ねんきん特別便が届いて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。昭和46年10月に入籍した際に、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和46年10月に入籍した際に国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号に係る被保険者の資格取得日の記録から昭和50年11月頃に払い出されたと推認される上、A市に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の49年4月から50年3月までの国民年金保険料が51年8月14日に納付されていることが確認できることから、当該時点で申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和50年11月頃に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるところ、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、実際に加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の妻の申立期間に係る保険料も未納であること、及び申立人の妻の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料も申立人と同日の51年8月14日に納付されていることが同人に係る国民年金被保険者名簿から確認できることから、夫婦同様の納付状況であったことが推認できる。

加えて、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1248 (事案 393、939 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年頃から 28 年 6 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月頃から 30 年 12 月頃まで
③ 昭和 31 年 3 月頃から 34 年 10 月頃まで

申立期間①について、A社に昭和 22 年から勤務していたにもかかわらず、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日は 28 年 6 月 1 日とされている。当該期間においてA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②及び③について、前回及び前々回の申立ては認められなかった。今回、特に新しい資料は無いが、私ほうそが嫌いで自分に厳しい人間なので、こうした事情も考慮の上、申立期間②はA社、申立期間③はB社における、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社（現在は、C社）に昭和 22 年から勤務していたと主張している。

しかし、A社から分社したD社の元事業主は、「A社は叔父と実父が昭和 12 年に設立した。戦争で鉄が足りないため、国に工場の機械を没収され、その間は休業し、両人は別の事業所にサラリーマンとして勤務していた。その後、26 年 3 月に再び会社を経営するに至った。」と証言しており、申立期間のうち、昭和 22 年から 26 年 2 月までの期間について、A社は休業期間であったことがうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社は昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる上、C社の現在の事業主は、「昭和 20 年代の後半に、申立人はA社に勤務していた

が、入退社を繰り返していた。」と証言しており、申立人は継続して勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、D社の元事業主及びC社の現在の事業主は、「申立人に係る人事記録等は保存していない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、i) D社の元事業主は、申立人を記憶しているものの、資料等が無いため勤務期間等については確認できないとしており、同僚に照会しても、申立人の入社時期について記憶している旨の回答は得られなかったこと、ii) 当該事業主は、「従業員は入社日から厚生年金保険に加入させるようにしていたが、従業員の個々の事情により、入社と同時に加入させないこともあった。」と証言しており、申立人のD社における当該期間の厚生年金保険の適用について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立期間③に係る申立てについては、E社（再申立て時、事業所名を「B社」に変更）は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、法務局にも登記された形跡は見当たらず、申立人が同僚として名前を挙げた者はいずれも連絡先が不明であり、申立期間当時の事業所の状況及び申立人の勤務状況を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月18日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間③については、その後申立事業所名をE社からB社に変更して再申立てが行われたが、B社の同僚から名前の挙げた従業員のうち、B社における厚生年金保険の記録の無い者が複数確認でき、B社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②及び③について、新たな資料は無いが、再度調査してほしいとしているところ、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月1日から57年6月12日まで
② 昭和57年10月5日から平成3年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち昭和39年6月1日以降の期間及びB社に勤務していた全期間について、支給されていた給与額に比べ、厚生年金保険の標準報酬月額が低いと思うので、調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する昭和39年6月の給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、昭和39年6月から40年4月までの期間、42年10月から44年10月までの期間、45年7月から46年10月までの期間、47年9月から48年10月までの期間及び49年8月から51年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額等級表の上限の額であることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金基金に加入した昭和43年6月以降の厚生年金保険の標準報酬月額は、厚生年金基金の記録と全て一致している上、申立人の標準報酬月額は申立人の上司とほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社の事業主は連絡先が不明のため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

申立期間②について、B社の事業主は、「申立人の給与に関する資料は保存期間経過後に処分した。古い話なので申立人の給与の額や厚生年金保険料

の控除について記憶は無い。」と証言していることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、複数の同僚に照会したが、自身が記憶する報酬月額と標準報酬月額に相違はないと回答している。

さらに、B社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

A社を昭和 40 年 4 月 30 日に退社後、同年 7 月 * 日に結婚式を挙げた。その後の同年 7 月 14 日に同社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給したとの記録になっているが、お金の受け取った覚えがない。

この度、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立期間当時の脱退手当金に関する事務処理について照会したところ、「脱退手当金に関する説明を行っていた。当時の退職願（社内様式）に厚生年金保険を脱退するか否かの本人選択欄があり、本人の希望により請求手続を行っていた。本人が直接請求し当社が行っていないものもあるが、申立人については資料が残っており、当社が請求を行った。」と回答があり、同社から届出の記録として提出された「社保等提出書類控」と題する書面には、「5 月 10 日、脱退手当金裁定請求書、申立人氏名（申立人の旧姓は B）」との記載が確認できることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日及び支給日等が記載されているほか、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 7 月 14 日に支給決定され、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 3 日から 41 年 10 月 8 日まで
日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。
しかし、脱退手当金が支給決定されるとされる時期は、出産直後の多忙な時期であり請求手続のために外出したとは考えられず、受給した記憶も無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る脱退手当金は、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約3か月後の昭和44年2月2日に支給決定され、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が勤務していたA社の事務所には申立人以外にも事務担当の女性が一人勤務しており、当該女性にも脱退手当金の支給記録が確認できるほか、当時、接客の部署に勤務していた同僚が、「申立人の勤務していた事務所に休憩に行くことがあり、その際、事務の人が脱退手当金の手続を代行してくれる旨聞いた。」と述べており、本人が社会保険事務所（当時）に出向くことなく脱退手当金の請求が可能であったことがうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年10月まで

戦時中、父が知人であるA社B支店の支店長に頼んで同社に入社させてもらった。

在職中は会社から職業補導所に通わせてもらい、精勤表彰状もいただいた。終戦を迎え、会社が解散した時には退職金もいただいたような記憶がある。

厚生年金保険にも加入してもらっていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支店発行の表彰状、C職業補導所発行の表彰状及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち、申立人と同一職種の同僚2人については、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことを踏まえると、同社同支店では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A社B支店は昭和20年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び申立人が記憶している同僚は既に死亡しているか所在不明のため、同社同支店における厚生年金保険の取扱い及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被

保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年9月1日まで
私は、昭和20年9月頃から約4年間、A社に勤務した。

当時の同職種であった同僚二人にはA社における厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私に無いのは疑問である。名前を挙げた同僚について調査していただき、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人と同職種の同僚二人の証言から判断して、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社に入社したとする昭和20年9月頃において、全従業員数はおよそ20人程度であったと主張しているところ、同社に係る「健康保険厚生年金被保険者名簿」によると、厚生年金保険被保険者数は4人であることが確認できることを踏まえると、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、A社は昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、前述の同僚二人から聴取したものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A社に係る「健康保険厚生年金被保険者名簿」に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 20 日から 45 年 11 月 3 日まで
② 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

60 歳になり社会保険事務所（当時）に行ったところ、A工場における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

学校を卒業して最初に勤務した事業所では、先輩に勧められて脱退手当金の手続を会社にしてもらったことを記憶しているが、A工場を含むそれ以後に勤務した事業所では、脱退手当金の説明を受けることは無かったため、あえて受給しようとは考えなかった。

なぜA工場の記録だけが脱退手当金を受給したことになっているのか不思議に思うので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和 46 年 6 月 21 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金支給決定日前の昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 6 月 1 日までの期間及び 40 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 11 日までの厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が未支給となっていることについては、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る被保険者記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未支給期間が存在することについて不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 26 日から 38 年 9 月 21 日まで

私は、60 歳になり社会保険事務所（当時）で年金の手続を行った際に、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みと聞かされた。私としては脱退手当金を受給した記憶は無いが、支給済み記録があると言われたので諦めていたところ、この度、日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを頂いたので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記号番号の前後各 50 人の被保険者について脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 20 人のうち 12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 10 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されていること、及び支給記録のある同僚が、「脱退手当金の請求手続は自分ではしていない。会社が手続をしてくれた。」と述べていることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 27 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金支給決定日前の、昭和 32 年 7 月 13 日から 33 年 6 月 8 日までの期間及び 35 年 3 月 14 日から同年 7 月 26 日までの厚生年金保険被保

険者期間について脱退手当金が未支給となっていることについては、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未支給期間が存在することについて不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 26 日から 49 年 1 月 22 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 7 日まで

平成 20 年末頃、私の年金記録を調べた際に、大学卒業後に勤務した A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である B 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は、最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 週間後の昭和 50 年 3 月 31 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。